

殺菌山羊乳の乳質基準改正に関する要望書

平成 21 年 4 月 8 日

厚生労働大臣 舛添 要一 様

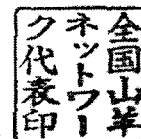
全国山羊ネットワーク

代表世話人 今井 明夫

新潟県三条市楯山 229-11

事務局 鹿児島市東郡元町 8-17-401

中西 良孝気付



平素から舛添厚生労働大臣にあつては、安全安心な食品行政の推進にお取り組みいただき敬意を表します。

殺菌山羊乳の乳質基準改正について、以下のとおり要望しますので、格別の御理解と特段の御尽力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

1 要望内容

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年 12 月 27 日厚生省令第 52 号。以下「乳等省令」という。）に定める殺菌山羊乳の乳脂肪分（3.6%以上）および無脂固形分（8.0%以上）を現状の実態に即した基準に変更していただきますよう要望します。

また、現時点において基準値の引き下げが困難な場合は、別途、乳脂肪分 3.6%以下および無脂固形分 8.0%以下のカテゴリーを新設していただくように要望します。

2 要望理由

乳等省令制定時における「殺菌山羊乳」の乳脂肪分基準の設定根拠が定かでなく、牛乳では乳脂肪分基準が 3.6%から 3.0%に緩和されましたが、山羊乳の基準見直しはなされていません。

近年、消費者が山羊乳の持つ栄養的特性（①脂肪球が小さくホモジナイズしなくても消化吸収がよい、②牛乳アレルギー成分がないなど）に注目し、山羊乳が見直され、その供給を求められています。

しかしながら、山羊乳生産者が「山羊乳」として販売する場合に「乳等省令」に定める「殺菌山羊乳」の乳脂肪分基準（3.6%以上）および無脂固形分（8.0%以上）が障壁となり、「殺菌山羊乳」と表示して販売することができない状況にあります。

このことから、実際には混じりけのない山羊乳であっても「殺菌山羊乳」と表示できないがために消費者や流通業者等の誤解を招いたり、「殺菌山羊乳」以外の製品と明確に区分して販売できない状況にあります。

乳等省令の基準が見直されることで、適正な表示に基づく流通体制が構築され、山羊乳生産者と消費者との望ましい関係を築くことができます。さらには、山羊飼養農家の育成や牛乳アレルギーを持つ消費者の健康増進にも寄与するものと期待

されます。

3 全国山羊ネットワークについて

私たち全国山羊ネットワークは、平成 10 年に全国の山羊関係者により組織し、これまで山羊の普及啓発に関してさまざまな活動を行っている山羊に関する全国規模では唯一の組織です（平成 20 年現在の会員数：個人 384 名と 14 団体）。

具体的な活動としては、毎年「全国山羊サミット」を開催し、山羊の多面的な利活用に関する意見交換と関係者の交流を行うとともに、会報「ヤギの友」を年 2 回発行するほか、ホームページ上で山羊に関する情報交換などの活動を行っています。

4 山羊飼育の状況

わが国では、かつて約 70 万頭に及ぶ山羊が飼育され、農村地域における国民の貴重な栄養供給源として重要な役割を果たしました。昭和 40 年代以降、農業近代化によって牛乳や豚肉の生産が拡大するに従って山羊の飼育頭数は減少しました。

一方、国外に目を転ずれば、世界的な食料不足を背景にアフリカやアジアを中心に小型草食家畜（山羊等）の飼育頭数が増加傾向になっており、牛飼育頭数を上回っています。

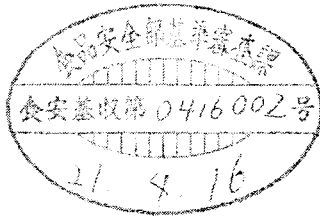
わが国においても人の食料と競合することなく豊富な草を利用して乳や肉を生産できる山羊の飼育が見直され、また、牛乳アレルギーや山羊乳独特の風味を好む消費者などから山羊乳やその乳製品などの安定供給を求められています。

加えて、耕作放棄地等の解消手法として山羊放牧が試みられたり、学校教育において子供たちの情操教育などにも活用されています。

山羊は、季節繁殖のため秋に妊娠して春に分娩します。また、山野の豊富な草資源を利用して自然で良質な乳を生産できることが特徴です。雨が多く、乾草が作りにくい日本の気象条件下であっても放牧や刈り取った生草を給与することで「山羊乳」を生産できます。

現状の山羊飼育の多くは、中山間地農業の複合部門としての生産が主体ではありますが、一部には独立した畜産経営を指向する農業者も増えています。

近年、有機農業や資源循環型農業の重要性が理解されて来ましたが、そうした環境共生型の農業を推進するためにも山羊飼育の普及と山羊乳の生産拡大を図っていく必要があると考えます。



平成21年4月15日

殺菌山羊乳の成分規格改正に関する要望書

厚生労働大臣

外 添 要 一 様

東京都文京区湯島3丁目20番9号

社団法人 畜産技術協会

会 長 山 下 喜 弘

当協会は、畜産に関する技術の振興や海外技術協力への支援等を主な目的とし、種々の事業を実施している特例民法法人であります。併せて、めん山羊についても定款に「緬羊及び山羊の飼育の普及促進、登録及び改良増殖並びに生産物の処理普及」をその業務として掲げ、山羊の振興のための各種の事業を行っている全国団体であります。

先般来、当協会の山羊関係の構成会員の多くから、厚生労働省で定められている「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年12月27日厚生省令第52号。以下、「乳等省令」。）」の殺菌山羊乳の成分規格のうち、乳脂肪分の数値は高すぎて、生産の実態にそぐわないため、生産物をそのまま山羊乳として販売できないので、その改訂を要望してほしい旨の強い要請がござっております。

つきましては、乳等省令の殺菌山羊乳の成分規格から乳脂肪分を削除する、あるいは、現行の「3.6%以上」の数値の大幅引き下げ（例えば米国FDAが定めている乳脂肪分2.5%以上、無脂乳固形分7.5%以上への引き下げ）を要望します。

（要望の背景）

- （1）我が国の山羊飼養頭数は、昭和32年には67万頭を数え、山羊乳は、販売目的ではなく、自家消費中心に利用されていた。その後、山羊の飼養頭数は、社会情勢の変化により大幅に減少し、平成19年には1万5千頭に減少したが、山羊乳は牛乳アレルギー疾患も飲用できるなどの特長があり、健康食品として安定的な供給を望む声があることから、近年、多頭数の山羊を飼養し、産業として山羊乳の生産・処理加工・販売を指向する動きが起きている。
- （2）しかしながら、山羊は、給与飼料等の変化や個体差による乳脂肪分等の変動が大きく、夏季には乳脂肪分が2%未満となる例があるなど、現行の「殺菌山羊乳」の

成分規格の水準を年間を通じて維持することは、非常に困難である。

(3) このため、生産者は、山羊乳100%の乳であっても、「殺菌山羊乳」ではなく、乳脂肪分等の基準のない「乳飲料」等として販売を行うような状況にある。

(4) 乳等省令の改訂が行われれば、山羊の特色や地域の未利用草資源を活用した山羊乳特産品の生産等、地域振興の一助となることも期待される。